

## 地域型保育事業の認可に当たって

地域型保育事業は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新法」という。）に規定する事業であり、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に、保育を提供することを目的として実施されるものです。

認可に当たっては、福山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第86号）に定める基準に適合するほか、新法第34条の15第3項各号に定める事項（申請者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、申請者等の欠格事項のみ）を審査する必要があるが、この事前の事務局による審査は既に終了しています。

委員のみなさま方には、新法第34条の15第4項に基づき、次の点について御意見を伺うものです。

① 卒園後に必要な教育・保育が提供される予定となっているか。

認可申請書（11）連携施設

② 不測の事態への対応について具体的に検討しているか。

認可申請書（23）緊急時における対応方法

認可申請書（24）非常災害対策等に関する取組方策

認可申請書（25）事故が発生した場合の対応

③ 園として目指すべき保育方針が明確となっているか。

認可申請書（29）保育の方針（事業の目的及び運営方針、保育における基本的な考え方、乳幼児保育の留意点及び提供する保育の内容等）

④ 健康管理及び衛生管理は適正に行われているか。

認可申請書（33）給食・調理等

認可申請書（34）健康管理及び衛生管理

⑤ 職員の資質向上について具体的に検討しているか。

認可申請書（39）保育従事者の専門性の向上についての具体的方策

## 参 考

### 児童福祉法（抜粋）

#### 略

#### （家庭的保育事業等）

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。  
二 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、

執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。)が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- へ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした

者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

以下略

子ども・子育て支援新制度に係る主要な施設移行パターン別手続一覧表

No.	移行前	移行後	手続の種別	手続先	意見聴取			協議	根拠法令等
					「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」				
					社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	地方版 子ども・子育て会議	幼保連携型認定こども 園に関する審議会		
					社福法 § 12① 児福法 § 8③	支援法 § 77①	認定こども園法 § 25		
1		確認を受けない幼稚園	別段の申出	福山市				-	支援法附則 § 7
2		施設型給付の幼稚園	(みなし確認)	福山市		△		福山市→広島県	支援法附則 § 7(みなし確認規定)
3	幼稚園	幼稚園型認定こども園	認定申請	広島県				広島県→福山市	認定こども園法 § 4
			確認申請	福山市		○		福山市→広島県	支援法 § 31①
4		幼保連携型認定こども園	認可申請	福山市			○	福山市→広島県	認定こども園法 § 17①
			確認申請	福山市		○		福山市→広島県	支援法 § 31①
5		保育所	(みなし確認)	福山市		△		福山市→広島県	支援法附則 § 7(みなし確認規定)
6	保育所	保育所型認定こども園	認定申請	広島県				広島県→福山市	認定こども園法 § 4
			確認申請	福山市		○		福山市→広島県	支援法 § 31①
7		幼保連携型認定こども園	認可申請	福山市			○	福山市→広島県	認定こども園法 § 17①
			確認申請	福山市		○		福山市→広島県	支援法 § 31①
8	認定こども園	認定こども園	(みなし確認)	福山市		△		福山市→広島県	支援法附則 § 7(みなし確認規定)
9	認可外 保育施設等	地域型保育事業	認可申請	福山市	○			-	児福法 § 34の15②
			確認申請	福山市		○		-	支援法 § 43①

注1) ○:必須 △:任意

注2) No.2,5,8は、みなし確認規定により確認申請は不要だが、市町村は利用定員を定める必要がある。会議の意見聴取は市町村の任意、県への協議は必須(支援法施行規則附則 § 5)。

社福法:社会福祉法 児福法:児童福祉法 支援法:子ども・子育て支援法 認定こども園法:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律